

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市貸切バス利用促進事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じている市内バス、タクシー事業者を支援するため、需要喚起に係る割引価格に必要な費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付する
補助事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業し、市内に営業所を有している者
補助対象経費	旅行代金等に含まれる貸切バス、貸切タクシー料金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1回1台当たり50,000円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	2分の1以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	中型バス50本、小型バス20本、ジャンボタクシー50本
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	過去の利用実績との比較から総合的に評価する。
補助制度開始	令和4年4月25日
見直し時期	
補助終期	令和5年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 事業者に直接案内する
事業担当	（担当部署） 観光振興部交通政策課
	（電話番号） 0259-63-3184